各都道府県マイキープラットフォーム担当課 御中

総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

マイナポイント事業費補助金の交付申請及び変更承認申請等について

マイナポイント事業費補助金について、下記のとおり申請の機会を設けますので、下記事項に留意の上、補助金の交付申請書等の提出をお願いします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村分(特別区、指定都市含む。以下同様。)の交付申請書等を取りまとめの上、提出いただきますようお願いします。

記

- 1 令和2年度マイナポイント事業費補助金の交付申請(8月申請)について
 - (1) 提出書類
 - ・交付要綱の様式第1号に定める交付申請書及び添付資料(別紙1、2)
 - ・交付要綱の様式第2号に定める交付申請調書(今回申請団体のみ記載)
 - (2) 提出方法
 - 都道府県分

交付申請書及び添付資料を9月2日(水)までに電子データにより下記担当あてに提出ください。

• 市町村分

貴都道府県内市町村の交付申請書及び添付資料を取りまとめの上、交付申請調書を作成し9月2日(水)までに電子データにより下記担当あてに提出ください。

2 変更承認申請(8月申請)について

既に交付決定済の団体のうち、増額又は2割を超える減額が生じる見込みの場合は下記のとおり提出ください。

- (1) 提出書類
 - ・交付要綱の様式第6号に定める変更承認申請書

- ・変更承認申請書の添付資料(補助事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のも のを対比して記載した資料)
- ・交付要綱の様式第1号の添付資料(別紙1、2)に準じた様式

(2) 提出方法

• 都道府県分

変更承認申請書及び添付資料等を9月2日(水)までに電子データにより下記担当あてに提出ください。

• 市町村分

貴都道府県内市町村の変更承認申請書及び添付資料等を取りまとめの上、9月2日(水)までに電子データにより下記担当あてに提出ください。

- 3 今後のスケジュールについて
- 9月2日 総務省あて交付申請書又は変更承認申請書を提出(電子データ)
- 9月下旬 交付決定通知書又は交付決定変更通知書の発出

4 その他

- ・ 次回の交付申請及び変更承認申請の機会は未定です。 詳細が決まり次第、お知らせいたします。
- ・各地方公共団体の会計手続き等において公印が必要な場合など特段の事情がある場合には、個別にご相談ください。

(担当)

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

担当:本舘

電話番号:03-5253-5585

e-mail:denshijichi@soumu.go.jp